

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 島根県
農業委員会名： 邑南町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	町ホームページ及び掲示板に掲載している。
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約20日
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

公表している 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	町ホームページに掲載している。 事務局(農林振興課内)に備え付けている。
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 24件、うち許可 24件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類等の確認、申請者から聞き取りを行い、担当地区の農業委員及び事務局職員が現地確認を行っている。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、案件ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	24件		
		不許可処分理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録へ詳細に記載し公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	17日
	是正措置	-			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 58件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類等の確認、申請者からの聞き取りを行い、担当地区の農業委員及び事務局職員が現地確認を行っている。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、案件ごとに審議し、転用事業内容、立地状況について総合的に判断している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録へ詳細に記載し公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	36日
	是正措置	-			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		23法人
	うち報告書提出農業生産法人数		20法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		6法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		3法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		3法人
	提出しなかった理由	不明	
	対応方針	再度、提出の督促を行っている。	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0法人
	対応状況	-	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	82件	公表時期 平成27年 5月
		情報の提供方法: 広報誌に掲載		
	是正措置	町ホームページに掲載		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	205件	取りまとめ時期 平成28年 3月
		情報の提供方法: なし		
	是正措置	-		
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	2,543ha	整備方法 台帳システムを導入し整備
		データ更新: 利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等について毎月更新している。		
	是正措置	-		

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし
農地転用に関する事務	意見なし
農業生産法人からの報告への対応	意見なし
情報の提供等	意見なし
その他法令事務に関するもの	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,543ha	98.0ha	3.85%
課 題	農地の利用状況調査結果に基づき、遊休農地の解消を積極的に図っていかなければならない状況であるが、圃場整備未実施、鳥獣害対策が必要等の条件不利地から遊休化が進んでおり、解消が難しい状況がある。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5ha	1.4ha	28.00%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		11月～12月	230人	12月～1月
	調査方法	管内全域を調査区域とし、GIS図面を用いて道路からの目視を基本に全筆調査し判断結果を図面等に記入していく。 担当地域の農業委員と、各集落の協力員(農林業集落推進員)で現地調査を実施する。		
	遊休農地への指導			
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		11月～12月	262人	1月～2月
	調査方法	管内全域を調査区域とし、GIS図面を用いて道路からの目視を基本に全筆調査し判断結果を図面等に記入していく。 担当地域の農業委員と、各集落の協力員(農林業集落推進員)で現地調査を実施した。		
	利用意向調査	実施時期:8月～3月	調査票を農地の管理者へ郵送し、意向を記入した回答用紙を返信用封筒にて返送してもらう方法により実施	

4 評価の案

目標に対する評価の案	指導するまでもなく解消された農地があるものの、目標の3割程度の達成率となっている。所有者や遊休農地の状況を把握するなどして、補助事業等を活用し解消可能な農地から優先的に解消していく必要がある。
活動に対する評価の案	遊休農地の所有者への指導を確実にし、遊休農地解消への理解を得るとともに、その他の農家へも遊休農地の発生を防止し農地の有効活用が図られるよう指導していく必要がある。利用意向調査については、前年度調査結果に基づく調査を8月に、本年度調査結果に基づく調査を3月に実施した。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	指導するまでもなく解消された農地があるものの、目標の3割程度の達成率となっている。所有者や遊休農地の状況を把握するなどして、補助事業等を活用し解消可能な農地から優先的に解消していく必要がある。
活動に対する評価	遊休農地の所有者への指導を確実にし、遊休農地解消への理解を得るとともに、その他の農家へも遊休農地の発生を防止し農地の有効活用が図られるよう指導していく必要がある。利用意向調査については、前年度調査結果に基づく調査を8月に、本年度調査結果に基づく調査を3月に実施した。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	2,040戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	112戸	58経営	18法人	3団体
	農業生産法人数	23法人			
課 題	担い手の高齢化がますます進んでいくため、集落営農の組織化・法人化、新規就農者を含む個人の認定農業者や大型農家の育成・確保を積極的に進めていかなければ、管内の農地のさらなる遊休化、荒廃化が進んでいくことが懸念される。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2経営	1法人	1団体
実 績 ②	1経営	1法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	50%	100%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員等から意欲ある農業者等の情報収集を行い、農業再生協議会や町農林振興課と連携し推進していく。	農業再生協議会や町農林振興課に対し研修会の開催を促し、制度の周知や普及を図っていく。	農業再生協議会や町農林振興課に対し研修会の開催を促し、制度の周知や普及を図っていく。
活動実績	農業再生協議会と連携し、意欲ある農業者等と、個別に相談を行った。	農業再生協議会と連携し、個別に特定農業団体等からの移行について相談を行った。	農業再生協議会と連携し集落営農組織からの移行について相談を行った。

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	増加目標は達成できなかったが、認定農業者の減少もなく目標値は妥当であった。	集落営農の法人化を図る必要がある目標値としては妥当である。	各集落や組織の現状を把握し、実態を踏まえた目標の再検討が必要である。
活動に対する評価の案	随時相談は行っているが、制度を広く周知するために農業再生協議会等の取り組みの活性化が必要である。	随時相談は行っているが、制度を広く周知するために農業再生協議会等の取り組みの活性化が必要である。	随時相談は行っているが、制度を広く周知するために農業再生協議会等の取り組みの活性化が必要である。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	増加目標は達成できなかったが、認定農業者の減少もなく目標値は妥当であった。	集落営農の法人化を図る必要がある目標値としては妥当である。	各集落や組織の現状を把握し、実態を踏まえた目標の再検討が必要である。
活動に対する評価	随時相談は行っているが、制度を広く周知するために農業再生協議会等の取り組みの活性化が必要である。	随時相談は行っているが、制度を広く周知するために農業再生協議会等の取り組みの活性化が必要である。	随時相談は行っているが、制度を広く周知するために農業再生協議会等の取り組みの活性化が必要である。

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,543ha	313ha	12.3%
課 題	農業従事者の減少・高齢化不在村地主の増加等により遊休農地が増加しているため、担い手への利用集積を進め農地の活用に結びつけていかなければならない。圃場整備済みの圃場等、比較的条件の良い農地は、担い手への集積が行われているが、条件不利地についても対応を検討していく必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
20ha	88.8ha	444%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の借受希望の情報収集をしながら、町広報誌やCATV等を活用し、利用権設定や農地中間管理事業の制度についてのさらなる周知を図る。また、白紙委任等の申出を受け、農委総会開催時に担当地域の農業委員等と検討会を開催する。
活動実績	耕作困難な場合は、中間管理事業等による利用権設定を紹介し遊休化しないように努めているが、条件不利地では受け手が見つからないという現状がある。出し手の申出だけでなく、受け手側の情報を整理し農地の借受希望を取りまとめ、農地の有効利用に結びつけて行く必要がある。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標値を達成達成しており妥当であった。今後も、集落営農等の法人化を推進し中間管理事業を活用した農地集積を行っていく必要がある。
活動に対する評価の案	受け手の情報把握に取り組んでいるが、今後も出し手が増加するものと思われるので、引き続き農地の借受希望を取りまとめ、白紙委任の申出に対応できる様々な担い手の掘り起こしなどを行い、借り受けがスムーズに進む体制を整えていく必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標値を達成達成しており妥当であった。今後も、集落営農等の法人化を推進し中間管理事業を活用した農地集積を行っていく必要がある。
活動に対する評価	受け手の情報把握に取り組んでいるが、今後も出し手が増加するものと思われるので、引き続き農地の借受希望を取りまとめ、白紙委任の申出に対応できる様々な担い手の掘り起こしなどを行い、借り受けがスムーズに進む体制を整えていく必要がある。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	2,543ha	0ha	0%
課 題	農地制度を正しく理解してもらうため、町広報誌やCATVを活用し、新たな違反転用が発生しないように周知を図る必要がある。また、過去の無断転用について掘り起こしを進めるとともに所有者への指導を行い理解を求め、違反転用を解消していかなければならない。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
2ha	0.7ha	35%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	日頃の農地パトロールを強化することにより、抑止力を発揮し違反転用の未然防止に努める。また、過去の無断転用については、農地パトロール等により引き続き掘り起こしを進め、所有者に理解を求め解消を図っていく。
活動実績	違反転用者への是正指導を実施した結果、追認で転用許可申請があり、違反転用の解消につながった。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	少しずつでも違反転用状態を解消することが重要であり、目標値は妥当である。
活動に対する評価の案	農地パトロール等による違反転用の掘り起こしを進めつつ、所有者の理解を得ながら違反転用状態を解消することができている。今後も農地制度をPRL違反転用の発生を未然に防止しながら、違反転用の解消に取り組んでいくことが重要である。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	少しずつでも違反転用状態を解消することが重要であり、目標値は妥当である。
活動に対する評価結果	農地パトロール等による違反転用の掘り起こしを進めつつ、所有者の理解を得ながら違反転用状態を解消することができている。今後も農地制度をPRL違反転用の発生を未然に防止しながら、違反転用の解消に取り組んでいくことが重要である。